

八戸市総合計画策定委員会の運営（案）について

八戸市総合計画策定委員会規則第10条の規定により、委員会の運営等に関し必要な事項を次のとおり定める。

○策定委員会

- （１）会議は公開とする。
- （２）傍聴者は、会議で発言することはできない。
- （３）会議における発言は議事録として記録されるとともに、グループ形式のディスカッションを実施した場合の発言は議事概要として記録される。
- （４）議事録及び議事概要は公開する。

<参考>

八戸市総合計画策定委員会 規則

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会及び部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。